

# 財務諸表における見積金額の開示

安 井 一 浩

## I 貸借対照表計上額の性質と問題点

### (1) 貸借対照表計上額の3つの性質

わが国において企業会計原則をはじめとする諸会計基準に基づいて作成される財務諸表のうち、貸借対照表において計上される金額すなわち評価額は、画一的な性格をもったものではない。それは①過去の事実に基づく金額、②貸借対照表日現在の交換価値等に基づく金額、③将来の見積に基づく金額に分類できると考えられる。①は取得原価とよばれ事業用の土地、非上場の有価証券、借入金などがその金額により計上されている。②は時価あるいは近年では公正価値とよばれ上場株式をはじめとする金融資産がその金額により計上されている。③は見積額とよばれ貸倒引当金、退職給付引当金などの引当金<sup>1)</sup>がその金額により計上されている。なお井尻雄士教授はこの3分類についてほぼ同様の見解を示されているが③については「来価」という表現を用いられている(井尻, 1998, 186-191)。

またこれらの評価において採用される金額は不変ではなく例えば減損された土地、評価損が計上された非上場有価証券などのように、当初は①により計上されたものが一定の事実に基づき③により計上される場合もある。

ここで①の取得原価による金額であったとしても、減損しなければならないという事象が生じていないという、将来の見積に基づくものであるとの見解もある。しかし貸借対照表計上額を減額する必要があるような事実が発生する可能性が一定以下である場合に①の過去の事実に基づく金額で計上する。従って予測という行為は常に行われているが、その結果として①の金額で計上するという事実には変わりがないと言えよう。

### (2) 貸借対照表計上額の問題点

貸借対照表における問題点は上記の①、②、③の異なる性質の金額が同様に計上されていることである。同一科目でありながら性質の異なる金額を合算している場合も存在する。たとえば土地について一部のみ減損を行った場合などである。確かに一覧性を持って簡潔

に表示するという観点からは、科目ごとに単一の金額を表示することが望ましいが、その金額の意味するところが不明確になってしまっているといえよう。また見積情報自身以下で述べるような問題点が含まれている。

## II 見積に基づく金額の性質と問題点

### (1) 見積に基づく金額の性質

見積に基づく金額を一概に特徴付けることは困難である。しかしその特徴の一つとして不確実性をあげることができる。これは財務諸表作成時点から見ると将来事象を対象としたものであることを原因とするものである。上述の①取得原価および②時価あるいは公正価値<sup>2)</sup>は財務諸表作成時点<sup>3)</sup>から見ると過去の数値によるものでありその点から異なる。

### (2) 見積に基づく金額の開示の問題点

予測の信頼性の担保が充分になされていない状況における見積に基づく金額の開示は問題ではないだろうか。将来事象を対象とする見積金額は、対象期間が長期にわたる場合など場合によっては予測が困難であり、そのため実際に発生した金額と乖離する場合が存在する。このような不確実な金額による情報の開示が逆に意思決定を惑わす結果となり有用性を阻害する場合も想定される。特に会計基準に対する理解が乏しい利用者にとっては大きな問題となる可能性がある。

### (3) 予測と実際との乖離

実際に見積に用いられる予測数値と実際数値がどの程度乖離するのであろうか。財務諸表の各勘定科目の金額ではないが、財務諸表に含まれる将来の予測に関する情報として決算短信における「業績予測」が挙げられる。決算短信はわが国の証券取引所の規程により開示が要請される書類であるが主要な実績値とともに売上高、営業利益、経常利益、当期純利益などの損益計算書の主要項目の次年度一年間の予測値が公表されるものである。これは業績予想と呼ばれているが、売上高については10%、各利益項目については30%の乖離が発生すると予想される場合に業績予想の修正を開示することが義務付けられている。では実際にどの程度の業績予想の修正開示が行われたのであろうか。平成21年2月の一ヶ月間で1,163件の業績予想の修正開示が行われている(東京証券取引所, 2009a<sup>4)</sup>)。このうち記載事項の修正等により重複している会社もあるが平成21年2月末現在の上場会社数が2,384社である(東京証券取引所, 2009b)ことを考え合わせると修正を行った会社の比率は高いといえる。

#### (4) 不確実性の経営者による利用の問題

悪意のある経営者が意図的に不確実性を利用して粉飾決算を行う可能性があるといえる。不確実性は善意である場合にも起こりえるものであり、見積額の事前の検証可能性が乏しいことを利用するものである。具体的には引当金、評価損の過少計上が挙げられる。過去の銀行における粉飾決算では、貸倒引当金の計上不足が問題になった例があるが、これは回収可能見込み額の過大計上による貸倒引当金の過少計上がその原因である。

### III 見積金額の不確実性の程度

#### (1) キャッシュ・フローを基準とした程度

見積に基づく金額は不確実であるが、その性質によって不確実性は異なる。財務会計では原則として収益、費用の測定はキャッシュ・フローの収入、支出によって行われる。そこで不確実性について測定の基礎となるキャッシュ・フローを基準に整理を行うとすれば、時点とイン・フローかアウト・フローかによることができよう。

(図Ⅲ-1)

	キャッシュ・アウト・フロー	キャッシュ・イン・フロー
過去	(i)	(ii)
将来	(iii)	(iv)

過去のキャッシュ・フローに基づく金額はすでに金額が確定しているため (i) アウト・フローでも (ii) イン・フローでも総額では不確実性はないといえる。過去のキャッシュ・フローに基づく見積金額によるものとしては減価償却が挙げられる。固定資産の購入によるキャッシュ・アウト・フローは過去のもので確定している。その後は費用配分の問題のみとなる。この場合、その固定資産を使用しているすべての期間の費用の合計額は確実なものであるといえる。また過去のキャッシュ・イン・フローに基づく見積金額によるものとしては前受収益が挙げられる。収入は確定している。その後は期間の配分の問題のみとなる。この場合も利益提供期間の収益の合計額は確実なものであるといえる。

一方、将来のキャッシュ・フローについてはどうであろうか。将来の (iii) アウト・フローに基づく見積金額によるものとして退職給付引当金が挙げられる。将来の事象であるため不確実性は存在するが規程、契約等により履行義務の可能性が高くなっているといえよう。一方、(iv) 将来のイン・フローに基づく見積金額によるものとして売上などの収益予測金額が挙げられる。減損損失を測定する場合に用いられる将来キャッシュ・フローがこれに該当する<sup>5)</sup>。しかしこの場合、一定期間、役務を提供する契約が存在することによ

り確実にキャッシュ・イン・フローを見積ることが出来る場合もあるが、そのような場合はむしろ稀である。多くの企業では確実な予測が困難であることは上述の業績予想の修正を見れば明らかである。したがって将来のキャッシュ・イン・フローは将来のキャッシュ・アウト・フローよりも不確実性が高いといえる。

以上を整理すれば不確実性については  $(iv) > (iii) > (i) = (ii)$  であるといえよう。

なおここで期間配分における年数については見積の範囲に含まれると考えられるが、将来のキャッシュ・フローとの比較で言えば、「見積」よりも「みなし」である要素が強いと言える。すなわち正確に測定できないものを何らかの仮定で配分するものである。その点から上記 (i) および (ii) については見積として同一に論じるのは問題があると思われる。そのためこの部分については別の概念とすることも考えられる。

#### (2) 期間による不確実性の程度

財務会計では短期、長期の区分は一年基準によっているが1年以内と1年を超えるという区分だけではなくもう少し詳細に1年以内は短期、1年超3年以内は中期、3年超は長期という区分も考えられる。いずれにしても将来事象については一般的に現在よりも離れるほど不確実性が増すと考えられる。

#### (3) 数値の属性による不確実性の程度

財務会計の特徴はすべての数値を一元的に通貨単位で表示することである。しかし多くの会計数値は物量単位×評価単価により求められる。収益予測金額に当てはめてみれば予測収益=予測数量×予測単価となる。市場が存在する財貨を想定すれば予測数量は市場全体の需要の影響と個別企業の販売力、競争力に依存すると考えられる。それに対し予測単価は経済学において考察されているように市場全体の需要と供給とに依存するが、市場に参加しているすべての企業について概ね同じとなる。これらの項目の不確実性の程度はどちらが大きいであろうか。個別の企業にとっては、影響を与える範囲の広さから個別企業の販売力よりも市場全体の需要の予測のほうが困難であるといえる。したがって予測単価のほうが予測数量よりも不確実性が高いといえよう。

### IV 見積に基づく金額の必要性

#### (1) 財務諸表作成目的との関連

このような不確実性をもつ見積に基づく金額が財務諸表に取り入れられるのはいかなる理由によるものであろうか。これには現在の財務諸表の作成目的により規定されていると

考えられる。そのうちまず挙げられるのは意思決定有用性である。わが国の企業会計基準委員会が2006年に公表した「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」(以下:「概念フレームワーク」)では「財務報告の目的は、企業価値評価の基礎となる情報、つまり投資家が将来キャッシュ・フローを予測するのに役立つ企業成果等を開示することである。この目的を達成するにあたり、会計情報に求められる最も基本的な特性は、意思決定有用性である。すなわち、会計情報には、投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であることが期待されている。」(第1章 財務報告の目的【序文<sup>6)</sup>】)としている。予測のための有用な情報には予測に基づく金額すなわち見積に基づく金額が必要であると考えられよう。そのため貸倒引当金、退職給付引当金などの各種引当金あるいは固定資産の減損などの見積に基づく金額の計上が企業会計原則をはじめとする諸会計基準において規定され求められているといえる。

## (2) 意思決定有用性以外の財務諸表作成目的と見積額との関係

一方、現代において財務諸表の作成目的は多岐にわたるものである。この中には過去の事実に基づく金額のみを情報として要求していると考えられるものもある。例えば税務申告を目的とする場合である。これは恣意性の排除、担税力の観点から過去の数値が重視されていると考えられる。また配当可能利益の算定を目的とする場合には、債権者に対する確実な債務返済原資の確保の観点から、見積による収益を原資とする利益の計上は望ましくないと考えられる。

これらの目的からすれば将来の無制限な見積に基づく金額は排除すべきであるといえる。そこでこれらの関係を調整するものとしてわが国の法人税法と関係政令、省令は詳細に規定において調整を行おうとしている。一方、会社法および会社計算規則において配当制限の規程はあるものの見積額に関する調整までは行っていない。税務申告は行政当局による調整が期待できるものの、配当制限は基本的には私的な取引の範囲であり現状の会計基準、会社法の規定では不十分である可能性がある。

なお「概念フレームワーク」では「会計情報は不特定多数を対象とするいくつかの関連諸法規や政府等の規制においても副次的に利用されている。その典型例は、配当制限(会社法)、税務申告制度(税法)、金融規制(例えば自己資本比率規制、ソルベンシー・マージン規制)などである。」(第1章 財務報告の目的【本文】〔会計情報の副次的な利用〕11)としてこれら2つの目的は副次的なものとしている。

## V 見積情報開示の充実に向けて

### (1) 財務諸表の範囲と構成の現状

本稿では財務諸表における見積情報の開示を提案するものであるが、ではこの財務諸表とはいったい何を指すものであろうか。一般的には「企業が財政状態および経営成績を外部に報告するために会計記録に基づき作成する一連の表」と定義できると考えられる。しかしながら現在の日本における企業会計原則をはじめとする諸会計基準および会社法、金融商品取引法とこれら法律に関連する省令、内閣府令においてその範囲を限定し列挙している。例えば金融商品取引法において作成される財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下：財務諸表等規則)において「貸借対照表」、「損益計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」、「株主資本等変動計算書」、「附属明細表」である。従って、本稿において財務諸表の構成とはこれらの表の構成を指すものである。また注記については財務諸表等規則にその規定が設けられていることから財務諸表に含まれると解される。

### (2) 見積情報とキャッシュ・フロー計算書

財務諸表の構成は過去においても何度か見直されている。平成12年にはキャッシュ・フロー計算書の導入が行われている。このキャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表、損益計算書だけでは外部の財務諸表利用者から判りにくい資金の収支を表示するものであることを目的としたものである。しかし一方で発生主義による数値ではなく収入、支出という見積に基づかない金額のみを表示するという点も特徴とするものである。その点において以下で述べる見積に基づく金額の分離と同様の意味を持ち、財務諸表利用者からの見積情報の分離の要求があったとも言える。

### (3) 見積情報の開示

すでに述べたような見積に基づく金額を用いる問題点を克服しより有用な情報の提供を目指すために「見積情報」の開示を提案するものである。すなわちⅡ.(3)で指摘した不確実性に対する注意喚起とⅡ.(4)で指摘した経営者による悪意のある利用への抑制である。

ただしここで見積金額の不確実性によって見積情報に表示する部分とそうではない部分とに分けるべきではないだろうか。その一つとして上記Ⅲ.(1)で取り上げた基準によることが考えられる。すなわち過去のキャッシュ・フローにより総額が確定しているが期間

の配分のみが予測による場合には「見積情報」には含めないという基準も考えられる。具体的には減価償却費については含める必要はないと考えられる。

なお見積情報を、貸借対照表をはじめとする財務諸表の構成要素の一つとして開示する方法と注記と方法とが考えられる。ただ見積情報は、貸借対照表、損益計算書において表示される情報を捕捉するものであり、また財務諸表の体系を不必要に煩雑なものにすることを避けるために注記による方法が望ましいと考えられる。

#### (4) 見積情報の様式

見積情報の様式として幅を持った金額を開示することも必要である。井尻雄士教授は「財務諸表は、全て事実の測定、すなわち実測と、予想の測定、すなわち予測との二つに分けてしまう方法が検討されています。例えば財務諸表が3つの欄できており、第1欄は実測のみ、第2欄は予測のみで第3欄がその合計でこの数字はこれまでの財務諸表と一致するというものです。」との見解を大野俊雄教授との対談で述べられている（井尻，大野，2003）。ただこの方法では見積に基づく金額を分離できるが幅のある金額が表示できないという問題がある。財務諸表の明瞭性の観点からはたとえ見積に基づく金額であっても1つの金額のみを情報として開示すべきである。しかし意思決定有用性の観点から発生可能性のあるいくつかの金額を開示することが必要であると考えられる。たとえば（図V-1）に示した見積最小額とは通常の状態において発生可能性がある金額、見積最大値と

(図V-1) 見 積 情 報

区 分	項 目	科 目	見積最小額	可能性最大額	見積最大額
貸借対照表 項 目	減 損	土 地	△1,000	△2,000	△5,000
	評 価 損	投資有価証券	△1,000	△2,000	△3,000
	引 当 金	貸倒引当金	0	△500	△1,500
		退職給付引当金	△3,000	△5,000	△7,000
	合 計	利益剰余金	△5,000	△9,500	△17,500
損益計算書 項 目	売上原価	退職給付引当金繰入額	1,000	2,000	3,000
	一般管理費	退職給付引当金繰入額	500	1,500	2,000
	販 売 費	貸倒引当金繰入額	0	500	1,500
	特別損失	土地減損損失	1,000	2,000	5,000
		投資有価証券評価損	1,000	2,000	3,000
	計	当期純利益	2,500	6,000	9,500
		過 年 度 分	2,500	3,500	8,000
合 計	利益剰余金	5,000	9,500	17,500	

は同じく通常の状態において発生可能性がある最大の金額を意味する。また可能性最大額とは通常の状態において発生の可能性が最大となる金額を意味する。

なお見積による金額は貸借対照表項目のみならず損益計算書項目にも影響するものである。例えば引当金と引当金繰入額などである。そのため区分として貸借対照表項目、損益計算書項目を設ける必要がある。ただし貸借対照表の利益剰余金に与える影響は過年度分との累積であるためその部分は過年度分として表示する必要がある。また損益計算書において計上しない評価損益に関するものは資産科目と純資産の部における評価損益項目を表示することとなる。

## VI 今後の課題

### (1) 意思決定有用性以外の目的において採用すべき金額

上記Ⅳ.(2)において意思決定有用性以外の目的においても財務諸表の金額は利用されることを指摘した。意思決定有用性の観点から見積情報を用いればよい。しかし配当可能利益の算定においてどの数値を利用するかについて検討が必要となる。確かに見積による金額は必要ではない。しかし保守的な観点からある程度予想される損失は考慮しておくべきである。また従来の会計慣行との一貫性から引当金は考慮すべきである。一つの案として配当可能利益の計算では、過去の事実に基づく金額および貸借対照表日現在の時価に基づく金額に見積情報の可能性最大額を加減算するというものも考えられる。

なお税務申告を目的とする場合には、過去の事実に基づく金額および貸借対照表日現在の時価に基づく金額に加減算する金額は、現状と同様に税法の規定に委ねることで対応すべきであると考えられる。これは税法の目的がⅣ.(2)で指摘したように恣意性の排除、担税力の観点によるもので、やはり財務諸表の目的の一部に偏ると考えられるからである。

### (2) 見積金額の検証

上記の見積情報により従来、開示されていなかった情報が開示されることは意義があるものの、その内容については今後も検討する必要がある。すなわち開示された金額の妥当性である。ある程度の長期、例えば10年から20年間にわたって見積金額と実際発生額との関係について個別企業、業種別などの区分で検証することによりなんらかの見積金額に関する基準を示すことができればより、制度の高い有用な情報が開示されることになると考えられる。



### (3) 期間配分の関係

上記Ⅲ.(1)で触れたように期間配分における年数、例えば減価償却における耐用年数は見積の中で将来キャッシュ・フローの見積とは異なる性質を持つ。したがってこの年数部分については見積とは別の概念および用語を定義する必要があるかもしれない。

### (4) 国際財務報告基準における財務諸表の構成

近年、国際財務報告基準とわが国の会計基準とのコンバージェンスあるいはアドプシオンが議論されている。国際財務報告基準の中ではIAS第1号「財務諸表の表示」において「財務諸表一式」として①財政状態計算書(statement of financial position)、②包括利益計算書(statement of comprehensive income)③持分変動計算書(statement of changes in equity)④キャッシュ・フロー計算書(statement of cash flows)⑤注記表(notes)を挙げている。①は貸借対照表、③は株主資本等変動計算書に当たるものでありその内容は概ねそれぞれに対応している。②はわが国の損益計算書の内容と損益を通して計上しない評価損益を表示するものである。また⑤はわが国において会社法の計算書類には含まれるが金融商品取引法に基づく財務諸表には含まれていない。しかし貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書に付随して開示されることが義務付けられている。

このように国際財務報告基準においてもわが国の財務諸表の体系とは一部異なるといえるが見積に基づく金額の扱いについては大きく異なる点はないといえる。

会計基準の世界的な統一が議論されている中で上記の新たな財務諸表の構成はわが国だけで導入できるものではないといえる。見積情報の開示は今後の課題の1つとして情報をわが国から発信していく必要があるといえよう。

### 注

- 1) 来価とは将来のキャッシュ・フローを予測し割引計算により現在価値を算定することによる評価額と解されるが、本稿における見積額は必ずしも割引計算に限定する意図はない。また「来価」という表現が一般的ではないために本稿では用いていない。
- 2) 見積にもとづいて公正価値を測定する場合もある。その場合には本稿において検討の対象としている「見積金額」に該当する場合があると考えられる。
- 3) 財務諸表作成時点とは、その財務諸表の対象となっている期末日ではなく、その後の作成および会社法などの関連する法令に規定された承認手続きを経て財務諸表が確定した日である。
- 4) 3月決算の上場会社が多数を占めるため2月において業績予想修正の開示が集中したものと考えられる。
- 5) 固定資産の減損に係る会計基準二、4. 将来キャッシュ・フロー
- 6) ここでは財務報告という用語を使用している。これは報告という行為を表すものでその手段

として財務諸表があると考えられる。本稿においては財務報告の目的を財務諸表の作成目的と同義としている。

(参考文献・引用文献)

- 井尻雄士. 1998. 「21世紀の評価論とその周辺の展望」中野勲・山地秀俊編著『21世紀の会計評価論』勁草書房:
- 井尻雄士・大野俊雄. 2003. 「資料 対談:エンロン事件と米国会計」『神戸学院大学経済学論集』35 (1/2): 137-161
- 中野勲. 1977. 「確率的会計データの有用性」『国民経済雑誌』135 (1): 1-14
- 企業会計基準委員会. 2006. 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」
- 企業会計審議会. 2002. 「固定資産の減損に係る会計基準」
- 東京証券取引所. 2009a. 「現在の上場会社数(最終更新日2009/3/3)」. 東京証券取引所ホームページ. <http://www.tse.or.jp/listing/companies/index.html>. 2009年3月4日アクセス
- 東京証券取引所. 2009b. 「適時開示情報検索サービス」東京証券取引所ホームページ. <http://www.tse.or.jp/listing/companies/index.html>. 2009年3月4日アクセス
- The International Accounting Standards Board (IASB). 1997-2008. International Accounting Standard 1 *Presentation of Financial Statements*